

福島県最低賃金

時間額 955 円

(令和6年10月5日 発効)

会社員、パート、アルバイトの方、学生さん、はたらくすべての人と雇う人のためのルールだよ！



業務改善助成金・キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)を活用しよう！賃金引上げを支援する助成金です

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

